

別表

奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務
公募型プロポーザル評価基準

評価項目		評価ポイント	倍率	配点
実績		・国、地方公共団体又は独立行政法人等と巡回による健康診断の業務に関する契約を締結している場合は 5 点、100 床以上の病院職員の健康診断の業務に関する契約を締結している場合は 3 点。	—	5
(ア)	健康診断等内容の専門性・精度管理・実施体制	・業務内容が明確になっており、それらに基づいた提案内容となっているか。 ・業務の専門性を認識しているとともに、精度向上の取り組みに具体性があるか。 ・当センターの検診受診規模に対し十分な人員の配置が考えられているか。 ・受診者からの苦情や要望に対して積極的な対応を取ることができるか。	4	20
(イ)	個人情報・プライバシー保護に対する考え方	・職員個人情報及び健康診断の個人結果について、個人情報保護の重要性を十分認識しているか。 ・受診者個人宛の結果通知を行うにあたり、誤りなく確実に密封作業を行える対応を取ることができるか。また、具体的な対応策はどのようなものか。	2	10
(ウ)	安全管理に関する考え方	・事故等の防止や防犯対策のために、常に安全指導や訓練等を実施し、不時の災害に対する体制が構築されているか。 ・受診者の体調急変等に対応可能な体制が確保されているか。 ・業務従事者への安全教育の実施等、感染症予防や安全衛生確保の対策が講じられているか。	2	10
(エ)	統計作業への協力・検診結果報告	・安全衛生委員会や労働基準監督署等への報告のための統計資料を速やかに提出できるか。 ・受診者個人宛の結果通知を速やかに行えることができるか。	3	15
(オ)	検診後の職員への健康管理フォロー、未受診者への対応等	・精密検査、要治療対象者への受診勧奨を十分行えるか。 ・予め指定された検診日に受診できない職員がいた場合の対応を検討しているか。具体的にはどのような対応をされるのか。	4	20
(カ)	委託費請求に関する考え方	・当センターの負担軽減のための積極的な企業努力が認められるか。	1	5
見積価格		価格評価点＝(最安提案価格／提案価格)×15点	—	15
合 計				100